

第202期 定時株主総会 招集ご通知



目次

■ 第202期定時株主総会招集ご通知……	1
■ 議決権行使方法のご案内……	3
■ 株主総会参考書類……	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役11名選任の件	
(添付書類)	
■ 事業報告……	21
■ 連結計算書類……	53
■ 計算書類……	55
■ 監査報告書……	57

株主総会当日のご来場をお控え
いただき、事前の議決権行使
をお願いいたします。



詳しくはP3・4



株主総会の様子をご覧いただけるよう、
ライブ配信を行います。

詳しくは同封のリーフレット

東武鉄道株式会社

(証券コード 9001)

(証券コード 9001)

2022年6月1日

株 主 各 位

(本店所在地)

東京都墨田区押上一丁目1番2号

(本社事務所)

東京都墨田区押上二丁目18番12号

東武鉄道株式会社

取締役社長 根 津 嘉 澄

第202期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第202期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使**していただき、**株主総会当日のご来場をお控えくださいます**よう、お願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月22日（水曜日）午後6時15分までに議決権を行使**してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

-
- ・感染拡大の状況等により、会場や開始時刻等が変更となる場合がございます。
その場合は、変更後の内容を当社ウェブサイト(<https://www.tobu.co.jp/ir/>)に掲載いたします。
 - ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少いたします。
そのため、入場制限を行わせていただく場合もありご来場いただいても入場できない可能性がございます。
 - ・株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは同封のリーフレットをご参照ください。
 - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、環境負荷低減のため、本招集ご通知をご持参ください。

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前8時45分）
2 場 所	東京都墨田区錦糸一丁目2番2号 東武ホテルレバント東京 4階 錦 会場や開始時刻等が変更となる場合がございます。 その場合は、変更後の内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第202期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第202期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	(1) 郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。 (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 次の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。
 [連結計算書類] 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 [計算書類] 株主資本等変動計算書、個別注記表
 また、監査役及び会計監査人は、当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.tobu.co.jp/ir/>

議決権行使方法のご案内

いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

1 インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後6時15分 受付分まで



(1) QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取って下さい。



QRコードの読み取りだけで
簡単ログイン！

ご注意：

一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合は、再度QRコードを読み取り、下記記載と同様に「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。

※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

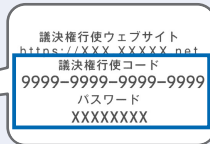
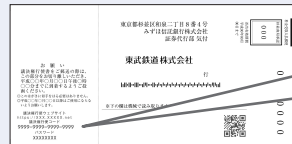
- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。 ② 議決権行使コード等を入力してください。

<https://www.web54.net>

- ・サイトの記載内容をご確認ください。
- ・「次へすすむ」をクリックしてください。



- ・画面の案内にしたがって、議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。



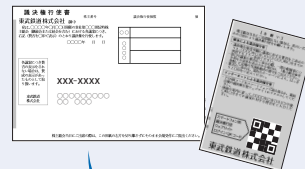
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

2 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後6時15分 到着分まで



議決権行使書 株主番号 議決権行使回数

東武鉄道株式会社 御中

私は、〇〇〇〇年〇月〇〇日開催の株主総会（〇〇期定時株主総会（議決権行使書を送付した））に対する各議案につき、右記（賛否を〇印で示す）のとおり議決権を行使します。

〇〇〇〇年 月 日

各議案につき賛否の両方を示さない場合は、投票の効力がありません。投票の取扱いが不明なものは取り扱いません。

XXX-XXXX

東武鉄道株式会社

株主総会当日ご出席の際は、この用紙の右頁を切り取り、そのまま会場受付にご提出ください。

東武鉄道株式会社

【お願い】
株主総会当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法より議決権行使をお願いします。

■郵送による議決権行使
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、〇〇〇〇年〇月〇日〇〇〇〇時〇分までに当社の受付（〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1）へ封筒に入れて送付してください。【株主総会投票用紙】と題して封筒の裏面に「株主総会投票用紙」と記載し、同封のボールペンより、はさき〇印を記入してください。

■インターネットによる議決権行使
下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、要領書のQRコードをウェブブラウザから読み取ってください。詳細は案内にのべて、〇〇〇〇年〇月〇日〇時〇分までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

各議案の賛否をご記入ください

賛成の場合…「賛」の欄に〇印

反対の場合…「否」の欄に〇印

役員選任議案において一部の候補者に反対の場合…

「賛」の欄に〇印をし、右欄に反対する候補者の番号を記入

ご注意

賛、否の両方に〇印を付けた場合は**無効**となります。

有効



無効



3 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

議決権行使書 株主番号 議決権行使回数

東武鉄道株式会社 御中

私は、〇〇〇〇年〇月〇〇日開催の株主総会（〇〇期定時株主総会（議決権行使書を送付した））に対する各議案につき、右記（賛否を〇印で示す）のとおり議決権を行使します。

〇〇〇〇年 月 日

各議案につき賛否の両方を示さない場合は、投票の効力がありません。投票の取扱いが不明なものは取り扱いません。

XXX-XXXX

東武鉄道株式会社

株主総会当日ご出席の際は、この用紙の右頁を切り取り、そのまま会場受付にご提出ください。

東武鉄道株式会社

【お願い】
株主総会当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法より議決権行使をお願いします。

■郵送による議決権行使
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、〇〇〇〇年〇月〇日〇〇〇〇時〇分までに当社の受付（〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1）へ封筒に入れて送付してください。【株主総会投票用紙】と題して封筒の裏面に「株主総会投票用紙」と記載し、同封のボールペンより、はさき〇印を記入してください。

■インターネットによる議決権行使
下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、要領書のQRコードをウェブブラウザから読み取ってください。詳細は案内にのべて、〇〇〇〇年〇月〇日〇時〇分までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは同封のリーフレットをご参照ください。

ライブ配信では議決権行使できませんので、事前の議決権行使をお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期にわたる経営基盤の拡充のため、財務健全性に配慮しつつ、業績と経営環境を総合的に勘案しながら、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期は、事業環境の変化を捉えた増収の取組みや事業構造改革による費用削減に努めましたが、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けました。そのため、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額2,087,445,960円

(これにより年間配当金は、1株につき、中間配当金10円を含め合計20円となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第39条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第39条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第39条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第39条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第39条 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第39条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第39条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役2名及び代表取締役1名で構成され、かつ独立社外取締役より選任された議長が会議を主宰する「指名・報酬委員会」への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位
1	根津 嘉澄 (ねづ よしずみ) 再任 男性	代表取締役 取締役社長
2	三輪 裕章 (みわ ひろあき) 再任 男性	代表取締役
3	横田 芳美 (よこた よしみ) 再任 男性	取締役
4	山本 勉 (やまもと つとむ) 再任 男性	取締役
5	重田 敦史 (しげた あつし) 再任 男性	取締役
6	柴田 光義 (しばた みつよし) 再任 男性 社外 独立役員	取締役
7	安藤 隆春 (あんどう たかはる) 再任 男性 社外 独立役員	取締役
8	矢ヶ崎 紀子 (やがさき のりこ) 再任 女性 社外 独立役員	取締役
9	柳 正憲 (やなぎ まさのり) 再任 男性 社外 独立役員	取締役
10	鈴木 孝郎 (すずき たかお) 新任 男性	—
11	岩澤 貞裕 (いわさわ さだひろ) 新任 男性	—

1

ねづ よしずみ
根津 嘉澄1951年10月26日生
当社株式所有数：403,100株

再任 男性

**> 略歴及び地位**

- 1974年 4月 当社入社
- 1988年 4月 当社関連事業室部長
- 1990年 5月 当社関連事業室長
- 1990年 6月 当社取締役関連事業室長
- 1991年 4月 当社常務取締役
- 1993年 6月 当社代表取締役（現在）
- 1993年 6月 当社専務取締役
- 1995年 6月 当社取締役副社長
- 1999年 6月 当社取締役社長
- 2018年 4月 当社取締役社長社長執行役員（現在）

> 担当（管掌）

社務総括

> 重要な兼職の状況

- (株)松屋社外取締役
- 富国生命保険(相)社外監査役

> 取締役候補者とした理由

同氏は、グループ事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。1999年からは、代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと当社グループの経営を牽引し、経営基盤強化による企業価値向上を実現してまいりました。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。

2

みわひろあき
三輪 裕章1958年11月23日生
当社株式所有数：6,800株

再任 男性



> 略歴及び地位

- 1981年 4月 当社入社
- 2005年 10月 当社鉄道事業本部計画管理部部長
- 2006年 4月 当社人事部長
- 2011年 6月 当社取締役人事部長
- 2015年 6月 当社常務取締役生活サービス創造本部長兼人事部長
- 2015年 7月 当社常務取締役生活サービス創造本部長
- 2016年 4月 当社常務取締役
- 2017年 6月 当社代表取締役
- 2017年 6月 当社専務取締役
- 2017年 7月 当社専務取締役経営企画本部長
- 2018年 4月 当社専務取締役専務執行役員経営企画本部長
- 2018年 6月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長
- 2019年 6月 当社取締役専務執行役員（現在）
- 2020年 6月 当社代表取締役（現在）

> 担当（管掌）

観光事業推進部・広報部・財務部・資産管理部

> 重要な兼職の状況

一般財団法人東武博物館理事長

> 取締役候補者とした理由

同氏は、企業組織戦略部門、不動産事業部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた観光事業戦略、広報戦略及び財務戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

> 候補者との特別な利害関係

同氏は、一般財団法人東武博物館の理事長であり、当社は同法人に東武博物館の運営に係る業務の委託を行っております。

3 よこ た よし み 横田 芳美

1961年8月1日生
当社株式所有数：6,500株

再任 男性



> 略歴及び地位

- 1984年4月 当社入社
- 2012年6月 当社経営企画部長
- 2015年4月 当社経営企画部長兼池袋開発プロジェクト部長
- 2015年6月 当社取締役経営企画部長兼池袋開発プロジェクト部長
- 2016年1月 当社取締役経営企画部長
- 2017年6月 当社常務取締役経営企画部長
- 2017年7月 当社常務取締役経営企画本部副本部長
- 2018年4月 当社常務取締役常務執行役員経営企画本部副本部長
- 2018年6月 当社常務執行役員経営企画本部副本部長
- 2018年7月 当社常務執行役員
- 2019年6月 当社常務執行役員生活サービス創造本部まちづくり推進統括部長
- 2020年6月 当社取締役常務執行役員生活サービス創造本部まちづくり推進統括部長
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員生活サービス創造本部長（現在）

> 担当（管掌）

池袋開発準備室・生活サービス創造本部

> 取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた池袋地区開発戦略及び生活サービス事業・地域開発事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

4

やま もと

山本

つとむ

勉

1964年9月9日生
当社株式所有数：3,600株

再任 男性

**> 略歴及び地位**

- 1989年 4月 当社入社
- 2015年 6月 当社財務部長
- 2017年 6月 当社取締役財務部長
- 2018年 4月 当社取締役執行役員財務部長
- 2018年 6月 当社取締役常務執行役員財務部長
- 2019年 6月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長（現在）

> 担当（管掌）

経営企画本部・ICT推進部

> 取締役候補者とした理由

同氏は、財務部門等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた当社グループの経営戦略及びICT推進戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。

5 しげ た あつ し 重田 敦史

1957年3月31日生
当社株式所有数：1,300株

再任 男性



> 略歴及び地位

- 1979年4月 (株)富士銀行入行
- 2006年3月 (株)みずほコーポレート銀行執行役員
- 2008年4月 同行常務執行役員
- 2010年5月 (株)東武百貨店専務取締役
- 2011年5月 同社代表取締役専務
- 2013年4月 同社代表取締役社長
- 2015年6月 (株)東武ホテルマネジメント代表取締役社長
- 2020年6月 当社取締役常務執行役員
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員グループ事業本部長（現在）

> 担当（管掌）

ホテル事業戦略部・グループ事業本部

> 取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループ会社の取締役等の要職を歴任し当社グループの業務全般に精通しており、さらに当社及びグループ会社の取締役としての豊富な経営経験と幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けたホテル事業戦略及び当社グループの事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

6 しば た みつ よし 柴田 光義

1953年11月5日生
当社株式所有数：600株

再任 男性 社外 独立役員



> 略歴及び地位

1977年 4月 古河電気工業(株)入社
2008年 6月 同社執行役員
2009年 6月 同社執行役員常務
2010年 6月 同社取締役兼執行役員常務
2012年 4月 同社代表取締役社長
2017年 4月 同社取締役会長（現在）
2018年 6月 当社取締役（現在）

> 重要な兼職の状況

古河電気工業(株)取締役会長
いすゞ自動車(株)社外取締役
朝日生命保険(相)社外監査役

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。

> 社外取締役在任年数（本総会終結時） 4年

> 独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

同氏は、古河電気工業(株)の取締役会長を務めておりますが、同社と当社との間で、取引関係はございません。なお、当社は、同社子会社との間で製品の売買に関する取引がありますが、その年間取引金額は、当社の連結営業収益又は同社の連結売上高のそれぞれ1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

> 責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

7 あん どう たか はる 安藤 隆春

1949年8月31日生
当社株式所有数：0株

再任 男性 社外 独立役員



> 略歴及び地位

- 1972年4月 警察庁入庁
- 1999年8月 警視庁公安部長
- 2004年8月 警察庁長官官房長
- 2009年6月 警察庁長官（2011年10月退官）
- 2018年6月 当社取締役（現在）

> 重要な兼職の状況

- (株)アミューズ社外取締役
- (株)ゼンショーホールディングス社外取締役
- (株)日清製粉グループ本社社外取締役（監査等委員）（2022年6月28日就任予定）

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、警察庁長官をはじめ要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。なお同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。

> 社外取締役在任年数（本総会終結時） 4年

> 独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

> 責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

> その他候補者に関する事項

同氏が2022年5月まで社外取締役又は社外取締役（監査等委員）に就任していた(株)ニトリホールディングスにおいて、2016年12月から2020年12月にかけて同社グループ店舗にて販売された一部の珪藻土製品において、法令の基準を超える石綿（アスベスト）が含まれていることが判明し、自主回収を行いました。同氏は、事前には当該事実を認識していませんでしたが、平素より取締役会等において、法令遵守の重要性及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては取締役から報告を求め再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

8 や が さ き の り こ
矢ヶ崎 紀子 1963年4月22日生
当社株式所有数：700株

再任 女性 社外 独立役員



> 略歴及び地位

- 1987年4月 (株)住友銀行入行
- 1989年10月 (株)日本総合研究所総合研究部門上席主任研究員
- 2008年10月 国土交通省観光庁参事官 (観光経済担当)
- 2011年7月 首都大学東京都市環境学部特任准教授
- 2014年4月 東洋大学国際地域学部准教授
- 2015年6月 当社取締役
- 2018年4月 東洋大学国際観光学部教授
- 2019年4月 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニティ構想専攻教授 (現在)
- 2020年6月 当社取締役 (現在)

> 重要な兼職の状況

- 東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニティ構想専攻教授
- 日本貨物鉄道(株)社外取締役
- 東日本高速道路(株)社外監査役

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、交通政策・観光政策における学識者としての豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。なお同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として経営全般に対して適切な監督・助言をいただけるものと判断しております。

> 社外取締役在任年数 (本総会終結時) 2年

> 独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

> 責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

9

やなぎ
柳まさ のり
正憲1950年10月6日生
当社株式所有数：1,330株

再任 男性 社外 独立役員



> 略歴及び地位

- 1974年4月 日本開発銀行入行
- 2006年10月 日本政策投資銀行理事
- 2008年10月 (株)日本政策投資銀行取締役常務執行役員
- 2011年6月 同行代表取締役副社長
- 2015年6月 同行代表取締役社長 (2018年6月退任)
- 2018年8月 一般財団法人日本経済研究所理事長 (現在)
- 2020年6月 当社取締役 (現在)

> 重要な兼職の状況

- 一般財団法人日本経済研究所理事長
- 近鉄グループホールディングス(株)社外取締役
- 富国生命保険(相)社外取締役
- 三井住友トラスト・ホールディングス(株)社外取締役

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記役割を果たされることを期待しております。

> 社外取締役在任年数 (本総会最終時) 2年

> 独立性

当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。

同氏は、(株)日本政策投資銀行の業務執行に携わっていましたが、2018年6月以降は同行の業務執行に携わっておらず、既に3年が経過しております。なお、当社グループは、同行との間で資金借入の取引があり、2022年3月31日時点における同行からの借入額(183,235百万円)は当社の連結総資産額の11%未満ではありますが、同行は複数ある借入先のひとつであり資金調達において代替性が無い程度にまで依存している借入先ではありません。

> 責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。

10 すず き たか お 鈴木 孝郎

1963年9月11日生
当社株式所有数：4,300株

新任 男性



> 略歴及び地位

- 1986年 4 月 当社入社
- 2012年 4 月 当社鉄道事業本部施設部長
- 2016年 4 月 当社鉄道事業本部運輸部長兼鉄道乗務員養成所長
- 2019年 6 月 当社鉄道事業本部車両部長
- 2021年 6 月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼技術統括部長兼車両部長（現在）

> 取締役候補者とした理由

同氏は、鉄道事業部門の要職を歴任し、豊富な業務経験や幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた鉄道事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。

11

いわ さわ さだ ひろ
岩澤 貞裕1970年11月28日生
当社株式所有数：2,800株

新任 男性

**> 略歴及び地位**

- 1993年 4月 当社入社
- 2018年 4月 当社経営企画本部経営企画部部长
- 2018年 7月 当社経営企画本部部长
- 2020年 6月 当社執行役員グループ事業部长
- 2021年 6月 当社執行役員グループ事業本部グループ事業統括部长（現在）

> 取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画部門、グループ事業部門等の要職を歴任し、豊富な業務経験や幅広い見識を活かし職務を遂行しております。現在は主に企業価値向上に向けた当社グループの事業戦略の立案、実現にリーダーシップを発揮しております。今後もさらなる企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断したため、取締役候補者としたしました。

(注) 1. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役が期待される役割を十分果たせるよう、また、有能な人材を迎えられるよう、当社の取締役全員を被保険者とする以下の内容を概要とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案における各候補者が取締役に選任された場合、当社は各候補者を被保険者とし、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険料は全額当社負担にて更新する予定です。

【保険契約の内容の概要】

・ 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。

2. 当社では、社外役員の独立性について、客観的に判断する「社外役員の独立性の判断基準」により各社外取締役候補者は十分な独立性を有していると判断しております。

(ご参考) 社外役員の独立性の判断基準について

当社では、社外役員（社外取締役及び社外監査役）のうち、次に掲げる事項に該当しない者が独立性を有すると判断いたします。

- (1) 事業年度末において、当社の議決権総数の10%以上保有する主要株主、又はその業務執行者
- (2) 当社の借入先のうち、事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその業務執行者
- (3) 当社の取引先のうち、事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の2%以上の支払いを当社から受けている者、又はその業務執行者
- (4) 当社の取引先のうち、当該取引先の事業年度末において、当該事業年度の連結営業収益の2%以上を当社に対し支払っている者、又はその業務執行者
- (5) 事業年度において、当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者、又はその業務執行者
- (6) 事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
- (7) 事業年度末において、当社から金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体のうち、当該金額が当該団体の事業年度における連結営業収益の2%を超える団体に属する者
- (8) 過去10年間に於いて、当社及び当社子会社の業務執行者であった者
- (9) 第1号から第7号までに於ける事業年度とは過去3年以内に該当するものをいう。
- (10) 第1号から第8号までに於ける者が重要な職位にある場合において、その配偶者又は二親等以内の親族

（ご参考）取締役会の構成についての考え方

当社では、事業特性を熟知のうえ、事業運営や事業を支える間接部門に精通している社内出身の取締役と、監督機能を高め、経営の公正性かつ透明性確保に資する独立社外取締役により取締役会について構成し企業価値向上をはかっていくことが望ましいと考えております。また、多様性、知識・経験・能力がバランスよく構成されるよう努めております。

当社グループは、経営方針に掲げている「地域社会とともに持続的に発展」することを目指し、これまで様々な事業を推進することで社会の発展と事業の成長を両立してまいりました。当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容等、大きく変貌しておりますが、新たなビジネスモデルの構築等を通じ、社会課題の解決とさらなる成長を目指してまいります。

以上の点を踏まえ、当社では、社会課題の解決と持続的な成長に向けて重要と考える専門性・見識（スキル）について次のとおり定めました。当社取締役会では、これらのスキルを発揮することが期待される取締役候補者を指名することとしております。

【取締役会のスキル・マトリックス】

氏名	専門性・見識								
	企業経営・経営戦略	財務・会計	人材開発・組織戦略	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	運輸事業	開発事業	観光事業	国際性
根津 嘉澄	○	○	○	○	○				○
三輪 裕章	○	○	○	○		○	○	○	
横田 芳美	○						○	○	
山本 勉	○	○			○			○	
重田 敦史	○	○	○						○
柴田 光義	○	○		○	○				○
安藤 隆春			○	○	○				○
矢ヶ崎 紀子						○		○	○
柳 正憲	○	○		○					
鈴木 孝郎	○					○		○	
岩澤 貞裕		○	○		○				

以上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染者数の動向や度重なる緊急事態宣言の発出と解除等により個人消費の持ち直しと落ち込みの動きが見られるなど、引き続き先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社グループにおきましても、外出自粛やテレワーク浸透等の影響を受けつつも、消費回復の基調をとらえ、お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域での持続的な発展に貢献する企業集団として、お客様と従業員の新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各事業を推進いたしました。また、連結経常利益の確保や有利子負債の削減を当期の経営課題として掲げ、コストの徹底的な削減や生活ニーズの多様化に応える事業を推進することで経営体質の強化をはかってまいりました。

当期の連結業績は、営業収益は5,060億23百万円（前期比2.0%増）、営業利益は247億32百万円（前期は135億77百万円の営業損失）、経常利益は274億6百万円（前期は98億92百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は134億53百万円（前期は249億65百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当期の期首から適用しております。前期比較は基準の異なる算定方法にもとづいた数値を用いております。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

運輸事業

鉄道業におきまして、当社では、安全・安心で暮らしやすく、そして選ばれる沿線を目指して、様々な取組みを進めております。

安全面では、竹ノ塚駅付近の上下緩行線高架橋と竹ノ塚駅新駅舎の使用を開始するとともに、2か所の踏切を廃止し、安全性向上をはかりました。また、清水公園～梅郷間、とうきょうスカイツリー駅付近及び春日部駅付近において高架化工事を推進いたしました。さらに、ホーム上の安全対策として、竹ノ塚駅、獨協大学前<草加松原>駅及び越谷駅2・3番ホームへのホームドア設置に向けた準備工事を推進いたしました。また、事故・災害等の異常時における対応の強化をはかるべく、消防と連携した異常時総合訓練及び警察と連携した駅・車内における不審者対応訓練を実施するとともに、車内のセキュリティ向上とテロ防止を目的として、車内防犯カメラの設置を推進いたしました。

営業面では、新しい生活様式や多様化する通勤スタイルを広くサポートするため、「TOBU POINT」に登録したPASMOで東武線に乗車すると「トブポマイル」がたまるサービスを開始いたしました。また、日光・鬼怒川エリアにおいて、マイカーによる来訪から鉄道への転換をさらに促進し、「環境にやさしい観光地」としての日光地域のブランド強化と周遊観光の振興による地域活性化等を目的に、国内初の環境配慮型・観光MaaS「NIKKO MaaS」のサービスを開始いたしました。今後も、2023年に特急スペーシアの新型車両を導入するなど、観光需要の喚起をはかる取組みを進めるとともに、環境負荷軽減にも取り組んでまいります。

一方、徹底した経費節減の取組みにより固定費の削減に努めたほか、ダイヤ改正では、お客様の行動変容や将来的な輸送需要を踏まえた輸送力・運行形態の見直しによる規模の適正化をはかるとともに、特急列車を除く南栗橋以北の日光線・鬼怒川線で全線にわたりワンマン運転を開始いたしました。厳しい事業環境下においても安定した利益を確保できる体制を構築すべく、当期に策定した事業構造改革の方向性のもと、今後も引き続き固定費の削減に取り組んでまいります。

バス・タクシー業におきまして、東武バスグループでは、事業区域が近隣に位置する東武バスセントラル(株)と東武バスイースト(株)を合併し、両社の経営資源とノウハウを集約して、多様化するお客様のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の強化をはかりました。

運輸事業全体としては、前期の落ち込みからの回復やダイヤ改正によるTJライナーの増発等により、営業収益は1,732億64百万円（前期比8.9%増）、営業利益は117億59百万円（前期は52億24百万円の営業損失）となりました。

レジャー事業

スカイツリー業におきまして、「東京スカイツリー」では、4階展望台入口フロアのリニューアルを行い、従前の対面式に加え、非対面で展望台入場チケットを購入いただける券売機を新たに導入し、新型コロナウイルス感染症対策をはかりました。また、人気アニメとのコラボレーションイベントの開催や「初日の出特別営業」を2年ぶりに実施し、誘客に努めました。

ホテル業におきまして、当社及び(株)東武ホテルマネジメント等では、「東武鉄道運転シミュレータールーム」をはじめとした話題性のある商品企画による認知拡大及びホテルの新しい体験価値の創出や、巣ごもり需要等を捉えた商品の造成・販売を行うなど、増収に努めました。一方、外注業務の内製化や宴会・婚礼部門の見直し等、固定費の削減を行い、事業構造改革を推進いたしました。

旅行業におきまして、東武トップツアーズ(株)では、旅行需要が低迷する中、店舗網の再編等によりコスト抑制をはかるとともに、自治体等の各種感染防止対策事業や認証事業を受託するなど旅行販売以外の事業拡大により増収に努めました。

遊園地・観光業におきまして、「東武動物公園」では、人気アニメとのコラボレーション

企画によるオリジナルグッズの販売等により増収に努めたほか、「東武ワールドスクウェア」では、園内展示物である「首里城」のライトアップを初披露した「ライトアップ&イルミネーション」を開催し、誘客に努めました。

レジャー事業全体としては、旅行業における新規業務の受託や収益認識に関する会計基準等の適用等により営業収益は1,083億11百万円（前期比177.3%増）となり、厳しい事業環境が続く中で各種コストの削減に努めたものの営業損失は11億82百万円（前期は184億84百万円の営業損失）となりました。

不動産事業

スカイツリータウン業におきまして、「東京ソラマチ」では、「東京ミズマチ」との回遊促進イベントを開催し、地域活性化と誘客に努めました。また、浅草と「東京スカイツリータウン」をつなぐ北十間川周辺エリアでは、隅田公園等の公共空間で開催されるイベント等において積極的に連携し、エリアの賑わいを創出いたしました。

不動産賃貸業におきまして、当社では、東武動物公園駅西口において、地域の方々と来街者が交流する「お買い物とまちづくりの活動拠点」をコンセプトとした商業施設をオープンいたしました。本施設では、地域産品等の販売や交流の接点である芝生広場やシェアキッチンの設置等により、地域活性化につながるサービスを提供しております。また、サービス付き高齢者向け住宅及びクリニック等が一体となった複合賃貸マンション「ソライエアイル岩槻」を開設し、多世代が暮らしやすい街づくりを推進いたしました。さらに、職住近接を実現するために野村不動産(株)と共同で店舗型サテライトオフィスを開設したほか、駅ナカにはボックス型サテライトオフィス「EKI DESK (エキデスク) by HIT (エイチワンティー) BOX」を北千住駅等12駅に設置し、お客様の利便性向上をはかりました。

不動産分譲業におきまして、沿線価値向上と沿線定住人口増加を目的として、分譲マンション「ソライエグラン流山おおたかの森」(流山市)を販売したほか、南栗橋駅前エリア(久喜市)において産官学連携による次世代の街づくりを推進するプロジェクトを発表し、事業に着手しました。

不動産事業全体としては、不動産分譲業において大規模マンションの販売が好調に推移したこと等により、営業収益は622億3百万円（前期比14.7%増）、営業利益は155億59百万円（前期比13.6%増）となりました。

流通事業

百貨店業におきまして、(株)東武百貨店では、池袋店において、お客様の在宅時間充実に向けた需要の高まりをとらえ家具インテリア店「匠大塚」とデジタル家電専門店「ノジマ」を誘致し、テナント化を進めることで安定収益の確保に努めました。船橋店においては、生鮮・グロスリー売場を全面改装し、地域密着型の「FUNABASHI いちばんち市場」をオープンしました。

ストア業におきまして、(株)東武ストアでは、本蓮沼駅前店及び東武動物公園駅前店をオープンし、エリア特性に合わせた店舗出店を推進するとともに、高齢化が進む地域への移動スーパー「とくし丸」の運行により、地域に根ざしたサービスの向上と増収に努めました。

そのほか、東武商事(株)では、店舗運営コストやオペレーション負荷の低減及び非対面決済の推進をはかるため、無人決済システムを導入した「ファミリーマート岩槻駅店」をリニューアルオープンしました。

流通事業全体としては、収益認識に関する会計基準等の適用やストア業における内食需要の減退等により、営業収益は1,366億40百万円（前期比36.8%減）、営業損失は39億760百万円（前期は53億840百万円の営業損失）となりました。

その他事業

建設業におきまして、東武谷内田建設(株)では、墨田区において複合施設の外壁改修工事を、東武建設(株)では、壬生町において庁舎の建設工事を、東武緑地(株)では、船橋市において物流施設の植栽工事をそれぞれ完了させました。

そのほか、東武ビルマネジメント(株)では、中央区においてホテルの清掃業務を受注するなど増収に努めました。

その他事業全体としては、営業収益は894億970百万円（前期比0.7%増）、営業利益は35億260百万円（前期比22.6%増）となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第199期 (2018年度)	第200期 (2019年度)	第201期 (2020年度)	第202期 (2021年度) (当期)
営業収益 百万円	617,543	653,874	496,326	506,023
親会社株主に帰属する当期純利益 百万円	28,024	35,530	△24,965	13,453
1株当たり当期純利益 円	132.65	168.84	△119.67	64.49
総資産 百万円	1,643,190	1,656,092	1,682,497	1,689,855
純資産 百万円	469,276	473,969	453,103	459,219

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)」及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)」に基づき、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式の総数(自己株式を控除)で除して算出しております。
2. 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 対処すべき課題

2021年度の経済情勢は、新型コロナウイルス感染者数の動向や度重なる緊急事態宣言の発出と解除等により個人消費の持ち直しと落ち込みの動きが見られるなど、引き続き先行きが不透明な状況で推移いたしました。

2022年度におきましても引き続き先行き不透明な事業環境が見込まれますが、社会インフラの1つである鉄道事業を中心にお客様の生活を支え、社会のさらなる発展に全力を尽くしてまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は大きく変容しており、感染症の影響やデジタル技術の進展により行動様式が変化していることに加え、環境問題に関する社会的気運の高まりなど、企業に求められるサービスや取組みについても日々変化しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により今後も出控えやインバウンドの回復動向等引き続き先行きが不透明である一方、事業環境の変化に対応しながら着実に利益を計上できる強靱な経営体質の構築を目指すべく、当社グループでは2022年度から2024年度までを対象に、コストコントロールを中心とした中期的な事業計画を策定しました。この事業計画においては、「事業構造改革と事業推進体制の再編」に加え、「新たなビジネスモデルによる収益力の拡大」「社会課題をニーズと捉えた事業推進による収益拡大」の3つを重点戦略として事業を推進してまいります。

「事業構造改革と事業推進体制の再編」については、事業環境の変化に伴う業務内容の抜本的な見直しとデジタル技術の活用等による固定費の削減と省人化等に取り組み、経営体質の強化と生産性の向上を実現してまいります。

特に運輸事業における鉄道業については、通勤需要の減少と中長期的な沿線人口減少が見込まれる中、ワンマン運転区間の拡大や駅業務の見直し、需要に合わせた輸送力の適正化等により固定費の削減をはかり、2019年度収益に対する固定費を概ね7割まで引き下げます。あわせて、業務の見直しやデジタル技術の活用により生産性を向上することで本社人員の3割削減を目指し、適正な利益の確保に努めてまいります。

また、鉄道業以外の事業においてもコスト削減を進め、ホテル事業においては損益分岐点売上高を感染症拡大前の計画比で概ね15%引き下げます。そのほか、グループ会社の統合による機能強化と効率化を進めてまいります。

「新たなビジネスモデルによる収益力の拡大」については、グループのポイントサービス「TOBU POINT」「トブポマイル」を利用されるお客様の情報を分析し、お客様それぞれに合わせたサービス提案を行うなど、データを活用したデジタルマーケティングにより収益拡大をはかってまいります。

また、沿線定住者の増加や関係・交流人口の創出に向けて、沿線拠点エリアである浅草～東京スカイツリータウンエリアや池袋エリアにおける大規模開発を進めてまいります。その

ほかのエリアにおいても、マーケットニーズを的確に捉えた開発計画を策定・推進するとともに、コンセプトのあるまちづくりにより特色と魅力ある沿線開発を推進してまいります。

さらに、当社グループでこれまで培ってきたノウハウやデジタル技術を活用し、ECモデルの導入やエリア特性に応じたMaaSの多極的な展開等、新たな収益事業の育成・強化をはかってまいります。

「社会課題をニーズと捉えた事業推進による収益拡大」については、当社グループが創業以来実現してきた社会課題の解決と事業の発展の両立を今後も継続し、地域とともに持続的な成長を目指してまいります。具体的には、当社グループがグループ事業と地域社会や家族を「つなぐ」役割を果たしながら、家族や地域社会の人々がお互いに助け合う「共助」により暮らしやすい仕組みづくりを進めるとともに、「TOBU POINT」を活用して多様化する生活スタイルに合わせたサービスを提供してまいります。

また、昨今の環境に関する意識の高まりを好機と捉え、環境保護ニーズを捉えた新たなビジネスの創造や自社アセットの脱炭素の推進により新たな収益機会を獲得するとともに、省エネ化による費用の抑制と金利調達コストの低減をはかってまいります。特に、日光エリアにおいては環境配慮型・観光MaaSである「NIKKO MaaS」を基盤としつつ、地域とも連携しながら脱炭素の取組みを加速化し、「エコリゾート日光」としてのブランド強化をはかることで環境意識の高い観光客を取り込むなど、地域の持続的な発展とグループ事業の継続的な収益獲得を両立してまいります。合わせて、気候変動に対しては温室効果ガスの排出削減への取組みが重要と認識し、推進しております。2022年4月からは日光・鬼怒川エリアで実質再生可能エネルギー100%の電車運行を開始したほか、高効率車両への置き換えや設備更新等により省エネ化を進め、2030年度には鉄道事業においてCO₂排出量を2013年度比で約50%削減することを目指しております。これらの取組みについて適切な開示に努めるなど、地球温暖化防止のための各種対策を継続してまいります。

さらに、少子高齢化や人口減少による労働力不足の深刻化も見据え、生涯現役につなげる「健康経営」の強化を土台としつつ、ライフスタイルや事業環境の変化に対応できる多様な知識や価値観を持つ人材を登用・育成し、ダイバーシティ経営を推進してまいります。

当社グループは、1897年の設立以来、社会とともに持続的な発展を遂げてまいりました。1969年には当社社是として「奉仕」「進取」「和親」を制定、現在はこれを「東武グループ経営理念」として掲げ、安全・安心を根幹に、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指す「東武グループ経営方針」のもと、事業を通じて社会課題の解決に取り組むことで、社会の持続的な発展の一端を担いつつ、当社グループも発展してまいりました。

これからも、沿線の特長や経営資源を活かしながら、社会課題の解決を通じて、将来にわたって新たな価値を創造し、家族や地域社会の人々がお互いに助け合う「共助」を基盤とした「人にやさしく 人と地域が共に輝きつづける社会」を実現することで、社会に不可欠な企業集団となることを目指してまいります。

【東武グループ経営理念】

東武グループでは、「奉仕」「進取」「和親」を経営の拠り所としています。

「奉仕」 東武グループは、東武グループの全ての事業が社会に支えられていることを深く自覚し、豊かな社会の実現に貢献します。

「進取」 東武グループは、現状に甘んじることなく、常に研鑽に励み、時代を切り開く開拓者精神をもって新たな挑戦を続けます。

「和親」 東武グループは、人の和や環境との調和をもとに事業の発展と従業員の幸福を図り、社会の進展に寄与します。

【東武グループ経営方針】

お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、安全・安心を根幹に「運輸」「レジャー」「不動産」「流通」等の事業を多角的、複合的に展開します。

お客様の視点に立ち、質の高い先進性や独創性あふれるサービスを提供し、活力に富んだ暮らしやすく訪れたい東武沿線の実現を目指します。

事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たします。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施した主な設備投資等は次のとおりです。

① 完成した主な工事等

事業内容		会社名	設備投資の内容
運輸事業	鉄道業	当社	500系(3両)6編成新造

② 施行中の主な工事等

事業内容		会社名	設備投資の内容
運輸事業	鉄道業	当社	竹ノ塚駅付近高架化 春日部駅付近高架化 清水公園～梅郷間高架化 とうきょうスカイツリー駅付近高架化

(5) 資金調達の状況

当社では、設備投資資金、社債償還資金及び借入金返済資金等に充当するため、社債210億円を発行したほか所要の借入を行いました。

当社グループの当期末における借入金及び社債の残高は8,031億71百万円となり、前期末に比べて264億17百万円の減少となりました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東武ステーションサービス(株)	25 百万円	100.0 %	駅業務の受託管理業
東武運輸(株)	294	95.0	貨物自動車運送業
東武トップツアーズ(株)	3,000	(100.0) 0.0	旅行業
(株)東武ホテルマネジメント	50	100.0	ホテル業
東武タワースカイツリー(株)	17,225	100.0	電波塔・観光施設業
(株)東武百貨店	50	100.0	百貨店業
(株)東武宇都宮百貨店	50	100.0	百貨店業
(株)東武ストア	100	100.0	ストア業
東武商事(株)	10	100.0	コンビニエンスストア・駅売店業
東武建設(株)	1,091	99.2	総合建設業
東武谷内田建設(株)	90	(60.0) 50.0	総合建設業
東武ビルマネジメント(株)	80	100.0	建物管理業
(株)東武エナジーサポート	10	100.0	石油卸売業

(注) 1. () 内の数字は、当社の子会社の議決権を含めた比率です。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容及び事業所等

事業内容		主要な会社	主要な事業所及び事業施設等
運輸事業	鉄道業	当社	本社（東京都墨田区） 営業キロ463.3km、旅客駅数205駅、車両数1,883両
		東武ステーションサービス(株)	本社（東京都墨田区） 受託駅数201駅
	バス・タクシー業	東武バスウエスト(株)	本社（埼玉県さいたま市） 路線バス営業キロ1,443.4km、車両数307両
		朝日自動車(株)	本社（埼玉県越谷市） 路線バス営業キロ841.7km 車両数 タクシー82両・バス315両
貨物運送業	東武運輸(株)	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 倉庫保管面積231,982㎡	
レジャー事業	遊園地・観光業	東武レジャー企画(株)	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 東武動物公園（埼玉県南埼玉郡宮代町）
	スポーツ業	東武興業(株)	本社（東京都墨田区） 東武藤が丘カントリー倶楽部（栃木県栃木市） 宮の森カントリー倶楽部（栃木県下都賀郡壬生町）
	旅行業	東武トップツアーズ(株)	本社（東京都墨田区） 支店等155か所（国内148か所、国外7か所）
	ホテル業	当社	当社本社（東京都墨田区） (株)東武ホテルマネジメント本社（東京都墨田区）
		(株)東武ホテルマネジメント	東武ホテルレバント東京（東京都墨田区） ザ・リッツ・カールトン日光（栃木県日光市）
	飲食業	東武食品サービス(株)	本社（東京都墨田区） 飲食店等43店
	スカイツリー業	東武タワースカイツリー(株)	本社（東京都墨田区） 東京スカイツリー（東京都墨田区）
不動産事業	不動産賃貸業	当社	本社（東京都墨田区） 東武新越谷駅ビル（埼玉県越谷市） 柏駅ビル（千葉県柏市）
	不動産分譲業	当社	本社（東京都墨田区） 埼玉県事務所（埼玉県久喜市）
	スカイツリータウン業	当社	本社（東京都墨田区） 東京ソラマチ（東京都墨田区） 東京スカイツリーイーストタワー（東京都墨田区）

事業内容		主要な会社	主要な事業所及び事業施設等
流通事業	百貨店業	(株)東武百貨店	本社（東京都豊島区） 池袋店（東京都豊島区） 船橋店（千葉県船橋市）
		(株)東武宇都宮百貨店	本社（栃木県宇都宮市） 宇都宮店（栃木県宇都宮市） 大田原店（栃木県大田原市）
	ストア業	(株)東武ストア	本社（東京都板橋区） スーパーマーケット65店
	その他業	東武商事(株)	本社（東京都墨田区） コンビニエンスストア等43店
その他事業	建設業	東武建設(株)	本社（栃木県日光市） 東京支店（東京都墨田区）
		東武谷内田建設(株)	本社（東京都墨田区） 東上営業所（埼玉県東松山市）
	その他業	東武ビルマネジメント(株)	本社（東京都墨田区） スカイツリータウン事業所（東京都墨田区）
		(株)東武エナジーサポート	本社（東京都墨田区）

(8) 従業員の状況

事業別名称	従業員数
運輸事業	9,642名
レジャー事業	4,135名
不動産事業	319名
流通事業	2,348名
その他事業	2,920名
一般管理	257名
合 計	19,621名

(注) 従業員数は就業人員数です。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
(株)日本政策投資銀行	183,235
(株)みずほ銀行	97,335
三井住友信託銀行(株)	70,373
(株)三菱UFJ銀行	42,627
みずほ信託銀行(株)	29,057

(注) 借入額上位5位の金融機関を記載しておりますが、いずれも複数ある借入先のひとつであり、資金調達において代替性が無い程度にまで依存している借入先ではありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
(2) 発行済株式の総数 209,815,421株 (うち自己株式1,070,825株)
(3) 株 主 数 68,297名 (前期末比4,433名増)
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	32,519 ^{千株}	15.57 [%]
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,534	4.08
富国生命保険相互会社	5,235	2.50
株式会社みずほ銀行	4,653	2.22
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,849	1.84
日本生命保険相互会社	3,187	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,660	1.27
株式会社埼玉りそな銀行	2,541	1.21
株式会社三菱UFJ銀行	2,453	1.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,850	0.88

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式1,164千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役 員 区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	0株	0名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当（管掌）	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	根津 嘉澄	社務総括	(株)松屋社外取締役 富国生命保険(相)社外監査役
代表取締役	三輪 裕章	観光事業推進部・広報部・財務部・資産管理部	一般財団法人東武博物館理事長
取 締 役	小代 晶弘	人事部	
取 締 役	小野寺 敏明	監理部・総務法務部・調査室	
取 締 役	横田 芳美	生活サービス創造本部	
取 締 役	山本 勉	経営企画本部・ICT推進部	
取 締 役	吉野 利哉	鉄道事業本部	
取 締 役	重田 敦史	ホテル事業戦略部・グループ事業本部	
取 締 役	柴田 光義		古河電気工業(株)取締役会長 いすゞ自動車(株)社外取締役 朝日生命保険(相)社外監査役
取 締 役	安藤 隆春		(株)アミューズ社外取締役 (株)ゼンショーホールディングス社外取締役 (株)ニトリホールディングス社外取締役（監査等委員）
取 締 役	矢ヶ崎 紀子		東京女子大学現代教養学部国際社会学科 コミュニティ構想専攻教授 日本貨物鉄道(株)社外取締役 東日本高速道路(株)社外監査役
取 締 役	柳 正憲		一般財団法人日本経済研究所理事長 近鉄グループホールディングス(株)社外取締役 富国生命保険(相)社外取締役 三井住友トラスト・ホールディングス(株)社外取締役
常勤監査役	中嶋 直孝		
常勤監査役	杉山 知也		
監 査 役	茂木 友三郎		キッコーマン(株)取締役名誉会長取締役会議長 カルビー(株)社外取締役 (株)オリエンタルランド社外取締役 (株)フジ・メディア・ホールディングス社外取締役（監査等委員）

地 位	氏 名	担当 (管掌)	重要な兼職の状況
監 査 役	福田 修二		太平洋セメント(株)取締役会長 サッポロホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	林 信秀		(株)みずほ銀行常任顧問 花王(株)社外取締役 (株)パロックジャパンリミテッド社外取締役 (株)JTB社外監査役

- (注) 1. 取締役柴田光義氏、安藤隆春氏、矢ヶ崎紀子氏及び柳正憲氏は、社外取締役です。
2. 監査役茂木友三郎氏、福田修二氏及び林信秀氏は、社外監査役です。
3. 当社は、社外役員を東京証券取引所の定める独立役員に指定し同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役中嶋直孝氏及び杉山知也氏並びに監査役福田修二氏は、それぞれ経理又は財務部門において長年にわたる業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査役福田修二氏は、税理士の資格を有しております。
5. 役員の異動は次のとおりです。

・地位の異動

氏 名	新	旧	異動日
吉野 利哉	取締役	(就 任)	2021年6月23日
杉山 知也	常勤監査役	(就 任)	2021年6月23日
関口 幸一	(退 任)	取締役	2021年6月23日
大塚 博哉	(辞 任)	常勤監査役	2021年6月23日

・担当(管掌)の異動

氏 名	新	旧	異動日
三輪 裕章	観光事業推進部・広報部・財務部・資産管理部	監理部・財務部・資産管理部	2021年6月23日
小代 晶弘	人事部	人事部・生活サービス創造本部	2021年6月23日
小野寺 敏明	監理部・総務法務部・調査室	総務法務部・広報部・調査室	2021年6月23日
横田 芳美	生活サービス創造本部	まちづくり開発担当	2021年6月23日
重田 敦史	ホテル事業戦略部・グループ事業本部	ホテル事業戦略部・グループ事業部	2021年6月23日
吉野 利哉	鉄道事業本部	—	2021年6月23日
関口 幸一	—	鉄道事業本部・観光事業に関する業務	2021年6月23日

・重要な兼職の状況の異動

氏 名	新	旧	異動日
柳 正憲	三井住友トラスト・ホールディングス(株)社外取締役	(就 任)	2021年6月23日
矢ヶ崎 紀子	東日本高速道路(株)社外監査役	(就 任)	2021年6月24日
重田 敦史	(退 任)	(株)JCU社外取締役	2021年6月24日
福田 修二	サッポロホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)	サッポロホールディングス(株)社外取締役	2022年3月30日

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

役 位	氏 名	担当業務・委嘱
社長執行役員	根津 嘉澄	社務総括
副社長執行役員	角田 建一	社務総括補佐
専務執行役員	三輪 裕章	広報部・財務部・資産管理部担当
専務執行役員	関口 幸一	観光事業推進部担当
専務執行役員	小代 晶弘	人事部担当
専務執行役員	小野寺 敏明	監理部・総務法務部・調査室担当
常務執行役員	横田 芳美	池袋開発準備室担当 生活サービス創造本部長
常務執行役員	山本 勉	ICT推進部担当 経営企画本部長
常務執行役員	吉野 利哉	鉄道事業本部長
常務執行役員	重田 敦史	ホテル事業戦略部担当 グループ事業本部長
執行役員	吉田 辰雄	生活サービス創造本部アセット戦略統括部長
執行役員	鈴木 熊野	グループ事業本部グループ事業統括部（グループポイント事業担当）部長
執行役員	木村 吉延	生活サービス創造本部沿線価値創造統括部長
執行役員	田邊 哲也	池袋開発準備室長
執行役員	福原 秀之	鉄道事業本部副本部長兼技術統括部運輸部長兼鉄道乗務員養成所長
執行役員	岩澤 貞裕	グループ事業本部グループ事業統括部長
執行役員	鈴木 孝郎	鉄道事業本部副本部長兼技術統括部長兼車両部長
執行役員	眞島 朗	鉄道事業本部副本部長兼お客さまセンター主幹
執行役員	高月 京子	広報部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員及び執行役員が期待される役割を十分果たせるよう、また、有能な人材を迎えられるよう、当社の取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を全額当社負担にて締結しております。

【保険契約の内容の概要】

・ 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等、一定の免責事由があります。

・ 会社役員の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。また、当社が被保険者に対して損害賠償請求をする場合は、免責事由としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成され独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会を設置しております。「取締役報酬の決定に関する方針」（以下「本方針」といいます。）は、本委員会への諮問・答申を経て、取締役会で定めております。

本方針において、取締役の報酬は、当社の企業価値向上及び社会的評価向上への意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位、担当業務に応じた職責、会社・個人業績、経営環境、社会情勢等を考慮のうえで決定することとしております。

その構成は、役位別の基本報酬と短期インセンティブ報酬（個人業績連動報酬分及び会社業績連動報酬分）により構成される金銭報酬（月額報酬）、そして中長期インセンティブ報酬としての株式報酬からなります。金銭報酬は2009年6月26日開催の第189期定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（年額400百万円、うち社外取締役については年額20百万円）以内（注1）、株式報酬は2019年6月21日開催の第199期定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額（年額80百万円）以内（注2）としております。また、社外取締役の金銭報酬の限度額については、2020年6月23日開催の第200期定時株主総会において40百万円以内（注3）へと改定しております。

短期インセンティブ報酬のうち個人業績連動報酬分は、各人の総合評価とするため財務的業績や企業価値向上への貢献等各人の職務遂行状況により決定しております。会社業績連動報酬分は、企業本来の事業活動の状況、すなわち「稼ぐ力」の源泉となる指標とするため連結営業収益及び連結営業利益の中期経営計画に掲げた数値に対する達成状況を評価指標とし、事業部門を管掌する取締役においては、これらに加え、日々の業務遂行の目標とするため各事業部門の営業収益及び営業利益等も評価指標としております。なお、経済

情勢等の外部要因、異常気象等を勘案し、合理的な範囲内で必要な調整を行うことがあります。評価指標である「東武グループ中期経営計画2017～2020」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本計画策定時とは取り巻く事業環境が大幅に変化し、依然として回復の時期が不透明であることから、当面の間は現下の厳しい事業環境への対応に注力すべきであると判断したこと、また、2019年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響を除くと、目標とする経営指標及び参考経営指標について概ね達成することができたと考えており、株主還元については、2017年度～2019年度の実績値において、目標としていた総還元性向30%を上回ったほか、成長戦略投資についても、2019年度期末時点で概ね4か年の計画値に到達することができた状況を踏まえ、2019年度をもって終了することといたしました。なお、2020年度における実績は連結営業収益4,963億円、連結営業損失135億円となっております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、鉄道等の利用状況が大幅に悪化するなどの経営環境を勘案し、2020年7月から役員報酬の10%の減額を行ってまいりましたが、厳しい経営状況が継続することを踏まえ、2021年7月から取締役（社外取締役を除きます。）の報酬について20%の減額を行っております。

中長期インセンティブ報酬である株式報酬は、取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、株式交付信託を活用し、役位に応じて付与するポイントに基づき、原則として退任時に本信託を通じて当社株式及び金銭を交付します。

報酬の構成比率は、役位ごとに定める標準額を基準とし、基本報酬が55～65%、短期インセンティブ報酬が20～30%、中長期インセンティブ報酬が15%程度を目安としており、社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から、金銭報酬の基本報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容について、当事業年度においては、2020年6月23日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長根津嘉澄氏（社務総括管掌）及び代表取締役三輪裕章氏（監理部・財務部・資産管理部管掌）に2021年4月～2021年6月までの期間の取締役の個人別報酬の決定を委任しております。また、2021年6月23日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長根津嘉澄氏（社務総括管掌）及び代表取締役三輪裕章氏（観光事業推進部・広報部・財務部・資産管理部管掌）に2021年7月～2022年3月までの期間の取締役の個人別報酬の決定を委任しております。当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには、代表取締役が適していると判断し、上記権限を委任しております。

取締役の個人別報酬の決定に際しては、本方針に、外部専門機関による企業経営者の報酬に関する調査等を活用し定めた報酬水準をはじめとする、指名・報酬委員会の答申を尊重することを定めております。また、取締役会にて代表取締役へ個人別報酬の決定を委任する際にも、本方針を踏まえ、指名・報酬委員会から妥当である旨の答申を受けている報酬水準に基づき決定することを決議していることから、取締役会は取締役の個人別報酬が

本方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、2012年6月28日開催の第192期定時株主総会にてご承認いただきました報酬の限度額（年額100百万円）以内（注4）で、監査役の協議により決定しております。

- (注) 1. 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は17名（うち社外取締役は1名）です。
 2. 当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は8名です。
 3. 当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名です。
 4. 当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	短期 インセンティブ報酬	中長期 インセンティブ報酬	
取締役	293	208	39	46	13
監査役	66	66	—	—	6
うち社外役員	(59)	(59)	—	—	(7)

- (注) 1. 上記には、2021年6月23日開催の第201期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
 2. 上記の短期インセンティブ報酬は、業績連動報酬等であり、個人業績連動報酬分と会社業績連動報酬分からなります。
 3. 上記の中長期インセンティブ報酬は、株式交付信託による非金銭報酬等であり、その額は当事業年度の費用計上額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社社外役員が業務執行者又は社外役員である重要な兼職先と、当社との間における開示すべき関係は次のとおりです。

氏名	重要な兼職の状況	取引内容
安藤 隆春	(株)ゼンショーホールディングス社外取締役	不動産賃貸取引
柳 正憲	富国生命保険(相)社外取締役	資金借入等

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況・期待される役割に関して行った職務の概要
柴田 光義	11/12回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。また、指名・報酬委員会の議長を務めております。さらに、取締役会の監督機能の強化をはかる任意の委員会「ガバナンス委員会」の議長を務めております。
安藤 隆春	12/12回	警察庁長官をはじめ要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。さらに、取締役会の監督機能の強化をはかる任意の委員会「ガバナンス委員会」の委員を務めております。
矢ヶ崎 紀子	11/12回	交通政策・観光政策における学識者としての豊富な経験と幅広い見識や、他の企業での社外取締役としての経験を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。
柳 正憲	11/12回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、かつ経営陣から独立した立場にて客観的な視点から業務執行に関し、意見、助言を行うことにより、経営の効率性及び公正性の確保に資しております。

・社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
茂木 友三郎	11/12回	6/6回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。
福田 修二	12/12回	6/6回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。
林 信秀	11/12回	5/6回	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣から独立した立場にて客観的な視点から取締役の職務執行に関し、意見、助言を行うとともに、監査に関する重要事項の協議や監査結果についての意見交換等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	141百万円（注1）
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	242百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過去の報酬実績、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠が適切であるか等を踏まえ、監査報酬の額について検討したところ、契約金額は妥当であると考えられるため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、コンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当該体制についての取締役会決議の内容

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役、執行役員及び従業員が法令及び定款等を遵守して意思決定・業務執行を行うため、コンプライアンスに関する行動原則として「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、行動指針としてのコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスカードを作成のうえ取締役、執行役員及び従業員に配付し、継続的に教育研修等を実施する。また、コンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括する専門部署やコンプライアンスに関する通報・相談窓口の設置のほか、推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」等の整備により、コンプライアンス経営体制を構築、推進する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行、意思決定に関する書類である取締役会議事録・稟議等の書類を法令及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事故、災害等に関する危機管理について、「危機管理規程」等を社内規則で定めるとともに、担当部署でマニュアル等を作成・配付する。また、危機管理を統括する組織として設置した「危機管理委員会」では定期的に会議を開催し、危機に関する情報の共有化を図るほか、万一危機が発生した場合等、必要に応じて臨時に会議を開催し、その対応等を迅速に協議・実施する体制を構築する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行する。また、定期的に取締役会を開催し、「取締役会規則」に基づき経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに各取締役の業務執行状況を監督する。さらに、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を定期的に開催し、取締役会から委譲された業務執行について審議するほか、事業運営等に関する重要な情報の共有化を図る。

⑤ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行し、内部監査部門が各部署に対し監査を行うことで、業務の適正を確保するための体制を構築する。また、子会社等を統括管理する専門部署を設置し、グループ会社管理規程に基づき、子会社等の業務執行について、管理、支援を行い、子会社等における当社への報告体制、危機管理体制、業務執行の効率性を確保する体制を構築するとともに、グループ会社モニタリングに関する規程に基づき、子会社等の監査役と連携し、情報共有・情報蓄積を図りなが

ら、子会社等へのモニタリング及びその結果に対する改善指導を行い、グループガバナンスを一層強化する。そして、定期的に「東武グループコーポレート会議」の開催等により、グループ経営方針の伝達と子会社等の業務執行状況及び経営情報の共有化を図り、子会社等と連携し、グループ全体でのコンプライアンス経営体制を構築する。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他法令に基づき財務報告に係る業務の適正性を確保するための体制を整備するとともに有効性の評価、不備の改善を行う。

⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、専任の監査役スタッフを配置し、当社の監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する。また、当該監査役スタッフの人選・異動については、当社の監査役と協議のうえ行う。

⑦ **当社及び子会社等の取締役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びに当社の監査役へ報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役は、取締役会のほか、重要な業務執行事項に関し審議・報告を行う経営会議等の社内会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行、意思決定に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて当社の取締役、執行役員又は使用人にその説明を求め、内部監査部門が実施した監査についても報告を受ける。さらに、当社の監査役は、「グループ常勤監査役会」の開催等により、子会社等における業務執行に関する報告を受けるとともに、子会社等を統括管理する専門部署が子会社等の監査役の職務を補完・強化すべく、子会社等に対して実施したモニタリング及びその結果に対する改善指導の報告を定期的に受ける。また、当社及び子会社等は、内部通報体制を構築し、内部通報者に対する適切な取扱いを定める。

⑧ **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社の監査役職務の執行に協力し、監査に要する諸費用について、これを負担する。

⑨ **その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査役は、「監査役監査基準」に準拠して策定した監査方針、監査計画により、定期的に監査役会を開催するほか、当社の取締役からの報告事項を定め、経営方針や会社の重要な課題等について、適宜、代表取締役と意見交換を行う。

(2) 当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社及びグループ各社では、引き続き「東武グループコンプライアンス基本方針」を行動原則とし、各種教育研修等の実施によりコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、公益通報者に対する適切な取り扱いを定め、グループ全体のコンプライアンス経営体制の整備、拡充につとめました。

また、反社会的勢力排除に向け、「東武グループ連絡協議会」を開催し、グループ内において反社会的勢力に対する防備を固め、情報及び対応策等を共有化する体制を継続いたしました。

② 危機管理に関する取り組み

危機管理につきましては、定例の「危機管理委員会」及び同委員会への提言・報告機関である「危機管理ワーキング」をそれぞれ2回開催し、危機の予防と意識の高揚を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する迅速、効果的な対応を図り、当社グループの事業執行及び事業継続を確実なものとするため、7月の緊急事態宣言再発出時には危機管理委員長より改めて緊急メッセージを発信し、感染予防対策の徹底及び確実な業務執行について再周知を行ったほか、政府及び各自治体の方針や日々変化する感染者発生状況等に機動的に対応してまいりました。

さらに、お客さまに安心して鉄道をご利用いただくために、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づいた新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた取り組みを進めるとともに、従業員の感染予防対策の一環として、新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施いたしました。

災害対策につきましては、災害発生時の全従業員等の状況を把握する安否確認システムの訓練を実施するとともに、鉄道事業における災害対策として、防災の日及び防災週間に合わせ対策本部設置訓練を実施したほか、車両避難訓練及び異常時総合訓練の実施等、各種災害対策訓練に積極的に取り組みました。

③ 安全対策についての取り組み

安全管理体制の維持・充実につきましては、毎月開催している「鉄道マネジメント会議」、「鉄道事故防止等安全推進委員会」等で各部の実施結果の確認及び検証を行い、各施策の確実な実施を推進したほか、「現業と本社との意見交換会」や「安全巡回」等により、現業部門と本社部門間での意見交換、実作業及び各種取組みの確認を行いました。あわせて、安全監査を実施し鉄道事業本部各部の安全管理体制の仕組みが適切に運用されていることについて検証・評価・改善を行い、PDCAサイクルの実施状況を確認いたしました。

また、グループ各社の安全管理体制の向上を目的として「第11回東武グループ交通安全事業者安全推進連絡会」を開催し、各社の安全に関する取り組みの報告を行いました。

④ 業務執行の効率性向上及び業務執行に係る情報の保存・管理に関する取り組み

執行役員制度の導入により、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が取締役会での決定事項や日常の業務執行を行う体制とし、業務執行と取締役会の監督機能の分離を図るとともに、執行役員の責任と権限を明確化し、機動的な意思決定を行う体制を整備しております。また、当社における取締役会の監督機能を強化し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス（企業統治）を図るため、社外取締役が議長を務めるガバナンス委員会を2回開催いたしました。

取締役会につきましては12回開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況を監督して、その議事内容を議事録に記載し、適切に保存・管理しております。なお、取締役会の議案につきましては、審議に際し十分な検討を行うことができるよう、各役員に事前提供を行っております。

また、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を25回開催し、取締役会から委譲された業務執行について適時・適切に審議いたしました。

なお、2021年4月から各部における承認・回覧文書を電子稟議システムで回付できるよう機能向上を行い、内部統制のさらなる強化を図るとともに、機動的かつ効率的な業務執行を支援する体制の推進を図っております。

さらに、経営企画本部にDX推進担当を選任し、デジタル技術を活用した生産性の向上及び収益拡大について検討を進めました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社につきましては、グループ事業統括部が中心となり、日常的に各社の業務執行の指導、監督を行うとともに各社の経営者を対象とした「東武グループコーポレート会議」を2回開催し、グループ経営方針の徹底を図りました。また、当社及びグループ会社に対するモニタリング機能の強化、充実を図り、グループレベルでの内部統制システムの有効性を一層高めるため、監理部による内部監査に加え、重要な勘定である固定資産の管理状況、消防法の遵守状況、情報セキュリティに関する取り組み状況について、グループ事業統括部によるグループ会社のモニタリングを実施いたしました。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その整備及び運用状況評価を行い、改善を要する事項について業務プロセスの見直し等を要請し、改善措置の進捗状況や改善結果を確認いたしました。

さらに、東武グループとしてのさらなる内部統制強化を図ることを目的として、グループ各社の取締役に就任した者を対象とした新任取締役研修を継続実施するとともに、監査役の役割・責務の再確認を目的として、グループ各社監査役を対象として実務面のサポートを含めた監査業務研修を実施し、モニタリング強化と各社監査役との連携を図りました。

⑥ 監査役監査の実効性を確保するための取り組み

監査役につきましては、取締役会、経営会議、執行役員会、ガバナンス委員会、沿線活性化連絡会、グループ会社決算説明会等の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類等を閲覧し、内部統制の状況について監理部及びグループ事業統括部から監査結果の報告が行われたほか、取締役・執行役員・部長から聴取を行う等、情報を収集し、取締役及び執行役員の職務の執行、意思決定を監査いたしました。

また、年度の監査方針、監査計画に基づき、監査役会が6回開催されるとともに、監査役と代表取締役及び会計監査人との意見交換が行われました。さらに、グループ常勤監査役会が4回開催され、グループ会社の監査役からの報告が行われたほか、グループ会社の取締役・使用人等やグループ事業統括部、監理部から、重要事項や監査結果その他の情報について、適宜報告が行われました。あわせて、当社の内部通報について監査役に報告するとともに、グループ会社における内部通報につきましても、当該グループ会社又はグループ事業統括部から適宜監査役へ報告を行う体制が整備されております。

なお、監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する専任のスタッフ3名を配置し、その活動に要する費用を負担しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、「当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業の公共性、安全性および利用者の利益の確保・向上」（以下「株主共同の利益の確保・向上等」といいます。）に向けた取組みを一層推進してまいります。が、昨今、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例も散見されております。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、株主共同の利益の確保・向上等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、特定の者の大量買付に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て、株主共同の利益の確保・向上等に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、株主共同の利益の確保・向上等に資さない場合も想定されます。

当社では、継続的な企業価値および株主共同の利益の確保・向上のためには、経営の根底にある「安全・安心」を提供し続けることや社会インフラ事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくとともに、中長期的な視点に立った経営を推進していくことが、不可欠であると考えます。

このような経営が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、株主共同の利益の確保・向上等は損なわれることとなります。

また、わが国では現在も公開買付制度により濫用的な株式の大量買付行為を規制する一定の対応はなされていますが、原則として市場内での買付行為には適用がなく、また、公開買付制度の適用がある場合でも、公開買付開始前に情報開示や熟慮のための機会を法的に確保することができず、株主様に対する必要かつ十分な情報・時間を提供できないおそれがあると考えられます。また、強圧的買収等の濫用的な買収を必ずしも排除できるものではないと認識しております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により株主共同の利益の確保・向上等が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、引き続き平時において整えておくことが必要不可欠との結論に達しました。

(2) 具体的な取組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 当社グループの価値の源泉

当社グループは、お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、「運輸」、「レジャー」、「不動産」、「流通」等の事業を多角的、複合的に展開しており、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、さらに、事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グループとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たすことが重要であると認識しております。すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けるとともに、運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業を担う者としての公共的使命に関する基本的な考え方を今後も維持し続けることが、当社グループ全体の根幹をなし、お客様や地域社会をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係・協力関係の構築につながり、最終的には当社グループと地域社会の持続的な発展に資すると考えております。

イ 当社グループのサステナビリティに対する考え方

当社グループは、経営方針に掲げている「地域社会とともに持続的に発展」することを目指し、これまで様々な事業を推進してまいりました。創業時より、両毛地域で産出した生糸の鉄道輸送により地域産業の発展を支援し、その後は地元関係者との協調による日光・鬼怒川エリアの観光需要拡大や、通勤・通学需要に応える複々線化事業等により、経済成長の一翼を担ってまいりました。さらに、東京スカイツリー建設による電波塔の機能を有する社会インフラの整備と、東京スカイツリータウン開業による活性化等を実現し、社会の発展と事業の成長を両立してまいりました。

当社グループは、広域な鉄道ネットワークに広がる沿線地域が事業基盤であり、これまで以上に沿線を中心とした社会の持続的な発展を実現することは、当社グループの最も重要な課題であると考えております。

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容とともに、少子高齢化の進展、地球温暖化や廃棄物処理をはじめとした環境問題等、様々な社会課題に直面しており、新たなビジネスモデルの構築とともに、課題の解決が必要であります。これらの解決に向けて、保有する資産を最大限活用するとともに、これまで培ってきたノウハウやステークホルダーとの信頼関係を結集し、『つなぐ』力で“やさしい”を提供し続け、『住み続けたい・訪れたい地域を創る』ことで、社会に不可欠な企業グループとなり、社会と当社グループの持続的な発展を実現してまいります。

ウ 中期的な事業の方針

当社グループを取り巻く事業環境は先行き不透明であるものの、新たな中期経営計画

の策定を早期に目指すとともに、2021年度については「事業構造改革の推進」「グループ事業における統合と撤退」「生活ニーズの多様化に応える事業の推進」を目標とした事業方針を策定し、経営体質の強化を進めてまいります。

今後のロードマップにつきましては、次のとおり考えております。

まず、2020年～2021年度の2か年につきましては、「事業構造改革」の期間として、鉄道事業の構造改革実現に向けたプロジェクトチームの発足、鉄道事業以外における収益拡大施策等の検討、グループ会社再編の推進等、中長期的な施策の検討や準備等を進めております。

2022年度以降には、概ね3か年の「次期中期経営計画」にもとづき、上記事業構造改革期間において検討・準備を行った中長期施策を確実に推進し、強靱な経営体質と事業環境の変化に即応できる機動的な組織を目指してまいります。以上のとおり経営体質の強化をはかったうえで、その先の新たな成長ステージを目指してまいります。

これらの取組みを推進することで、財務健全性に配慮しつつ、業績と経営環境を総合的に勘案しながら、安定配当を継続することを基本方針とし、引き続き企業価値および株主共同の利益の確保・向上をはかってまいり所存であります。

エ 社会インフラである東京スカイツリー

当社の完全子会社が運営する東京スカイツリーは、公益性の高いテレビやラジオの放送事業の電波塔として、生活を支える重要な社会インフラとなっております。

しかしながら、現在、電波塔事業への出資に関する特段の法規制はなく、東京スカイツリーの運営会社を保有する当社の株式について、一方的に大量買付行為が行われ、電波塔事業の公益性や社会的責任を阻害する事態を招いた場合、株主共同の利益の確保・向上等が損なわれるばかりでなく、国益を害する危機ともなりかねません。

当社グループは、このような重要な社会インフラを事業として営む民間事業者として、強い責任感と確固たる信念をもって、継続的、安定的な経営に向けた社会的責務を担っております。

オ コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組み

各ステークホルダーの信頼をいただき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、公正かつ透明な経営体制を確立することが重要な課題であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みを継続的に進めております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年6月23日開催の定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続について承認を得ております。

ア 目的

本プランは、当社株券等（株券、新株予約権付社債券等）の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、株主共同の利益の確保・向上等を目的としています。

イ 対象となる買付等

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者およびその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付（以下「買付等」と総称し、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）を対象とします。

ウ 買付者等に対する情報提供の要求、独立委員会による検討等

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。

その後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員（東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役または社外監査役の中から選任されるものとします。）のみから構成される独立委員会が買付者等から提出された情報や、当社取締役会が必要に応じて提出する買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を得たうえ、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案等の検討、買付者等との協議・交渉、当社取締役会等を通じた株主に対する情報開示等を行います。

エ 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または買付等の内容の検討等の結果、買付者等による買付等が株主共同の利益の確保・向上等に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行います。

オ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。

ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとし、

当社取締役会は、上記決定を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

カ 新株予約権の無償割当て

この新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、

キ 有効期間および廃止

本プランの有効期間は2021年6月23日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

ク 株主様への影響

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主様に直接具体的な影響が生じることはありません。

他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式の価値は希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する株式の希釈化は生じません。）。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した取組みは、いずれも株主共同の利益の確保・向上等に資する具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは前記(2)②記載のとおり、株主共同の利益の確保・向上等を目的として導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

とくに、本プランは当社の株主総会において決議がなされ導入しているため、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会を

設置し、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を得ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができるとされていること、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議するとされていること、本プランは有効期間を約3年間と定め、有効期間の満了前であっても当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、合理性を有し、株主共同の利益の確保・向上等に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	167,475	流動負債	409,735
現金及び預金	46,066	支払手形及び買掛金	42,769
受取手形及び売掛金	63,415	短期借入金	63,942
契約資産	9,641	1年内返済予定の長期借入金	52,911
短期貸付金	1,591	1年内償還予定の社債	13,120
分譲土地建物	19,517	未払費用	6,256
前払費用	2,623	未払消費税等	8,011
その他	24,820	未払法人税等	8,333
貸倒引当金	△201	前受金	79,660
固定資産	1,522,380	契約負債	48,791
有形固定資産	1,395,485	賞与引当金	2,299
建物及び構築物（純額）	544,604	商品券等回収損失引当金	4,363
機械装置及び運搬具（純額）	77,884	資産除去債務	526
土地	637,237	その他	78,749
建設仮勘定	120,944	固定負債	820,901
その他（純額）	14,814	社債	155,080
無形固定資産	18,230	長期借入金	518,118
公共施設負担金	1,570	鉄道・運輸機構長期未払金	4,568
その他	16,659	繰延税金負債	7,839
投資その他の資産	108,664	再評価に係る繰延税金負債	49,819
投資有価証券	62,310	役員退職慰労引当金	959
長期貸付金	89	退職給付に係る負債	45,387
破産更生債権等	872	資産除去債務	3,738
退職給付に係る資産	7,563	その他	35,389
繰延税金資産	13,030	負 債 合 計	1,230,636
その他	26,318	(純 資 産 の 部)	
貸倒引当金	△1,522	株主資本	383,902
資 産 合 計	1,689,855	資本金	102,135
		資本剰余金	51,364
		利益剰余金	234,853
		自己株式	△4,451
		その他の包括利益累計額	68,664
		その他有価証券評価差額金	19,768
		土地再評価差額金	46,808
		為替換算調整勘定	77
		退職給付に係る調整累計額	2,010
		非支配株主持分	6,652
		純 資 産 合 計	459,219
		負 債 純 資 産 合 計	1,689,855

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		506,023
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	368,588	
販売費及び一般管理費	112,701	481,290
営業利益		24,732
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	1,618	
少額工事負担金等受入額	429	
受取補償金	2,514	
助成金収入	4,729	
その他	2,591	11,905
営業外費用		
支払利息	5,822	
持分法による投資損失	69	
支払補償費	1,816	
その他	1,522	9,231
経常利益		27,406
特別利益		
固定資産売却益	1,136	
工事負担金等受入額	891	
関係会社株式売却益	534	
その他	454	3,017
特別損失		
固定資産除却損	924	
固定資産圧縮損	883	
減損損失	1,993	
臨時休業による損失	406	
退職特別加算金	1,580	
その他	734	6,523
税金等調整前当期純利益		23,900
法人税、住民税及び事業税	8,638	
法人税等調整額	1,774	10,413
当期純利益		13,487
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		13,453

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	56,162	流動負債	419,596
現金及び預金	14,955	短期借入金	200,242
未収運賃	7,939	1年内返済予定の長期借入金	50,360
未収金	6,765	1年内償還予定の社債	13,000
未収収益	0	未払金	33,343
短期貸付金	21	未払費用	2,239
分譲土地建物	18,980	未払消費税等	4,096
貯蔵品	3,745	未払法人税等	4,172
前払費用	1,084	預り連絡運賃	1,979
その他	2,727	預り金	19,830
貸倒引当金	△58	前受運賃	7,518
固定資産	1,520,886	前受金	80,421
鉄道事業固定資産	753,911	前受収益	2,140
開発事業固定資産	377,452	資産除去債務	118
各事業関連固定資産	14,910	その他	132
建設仮勘定	116,712	固定負債	783,755
投資その他の資産	257,898	社債	155,500
関係会社株式	193,226	長期借入金	504,805
投資有価証券	51,046	長期未払金	4,985
長期貸付金	14	繰延税金負債	2,135
その他	14,294	再評価に係る繰延税金負債	48,786
貸倒引当金	△682	退職給付引当金	26,408
資 産 合 計	1,577,048	関係会社事業損失引当金	14,710
		資産除去債務	3,405
		その他	23,019
		負 債 合 計	1,203,352
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	311,031
		資本金	102,135
		資本剰余金	52,511
		資本準備金	52,511
		利益剰余金	160,835
		その他利益剰余金	160,835
		繰越利益剰余金	160,835
		自己株式	△4,451
		評価・換算差額等	62,665
		その他有価証券評価差額金	15,752
		土地再評価差額金	46,912
		純 資 産 合 計	373,696
		負 債 純 資 産 合 計	1,577,048

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
鉄道事業		
営業収益	126,417	
営業費	114,177	
営業利益		12,240
開発事業		
営業収益	62,433	
営業費	51,318	
営業利益		11,114
全事業営業利益		23,355
営業外収益		
受取配当金	1,415	
保険配当金	429	
工事負担金等受入額	429	
その他	1,242	
営業外費用		3,517
支払利息	5,237	
社債利息	1,064	
その他	869	
経常利益		7,171
経常利益		19,701
特別利益		
固定資産売却益	808	
工事負担金等受入額	541	
関係会社事業損失引当金戻入額	2,604	
関係会社株式売却益	794	
その他	45	
特別損失		4,794
固定資産除却損	324	
固定資産圧縮損	541	
減損損失	1,182	
その他	307	
税引前当期純利益		2,355
税引前当期純利益		22,140
法人税、住民税及び事業税	3,823	
法人税等調整額	2,272	
当期純利益		16,044

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東武鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊 和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 昌邦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野 祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東武鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東武鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊 和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 昌邦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野 祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第202期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第202期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ウ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - エ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- エ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年5月16日

東武鉄道株式会社 監査役会

常勤監査役 中 嶋 直 孝 ㊟

常勤監査役 杉 山 知 也 ㊟

社外監査役 茂 木 友三郎 ㊟

社外監査役 福 田 修 二 ㊟

社外監査役 林 信 秀 ㊟

以 上

※ 「東京スカイツリー」、「スカイツリー」、「東京スカイツリータウン」、「東京スカイツリーイーストタワー」及び「スカイツリーライン」は、東武鉄道(株)及び東武タワースカイツリー(株)の登録商標です。また、「東京ソラマチ」及び「東京ミズマチ」は、東武鉄道(株)の登録商標です。

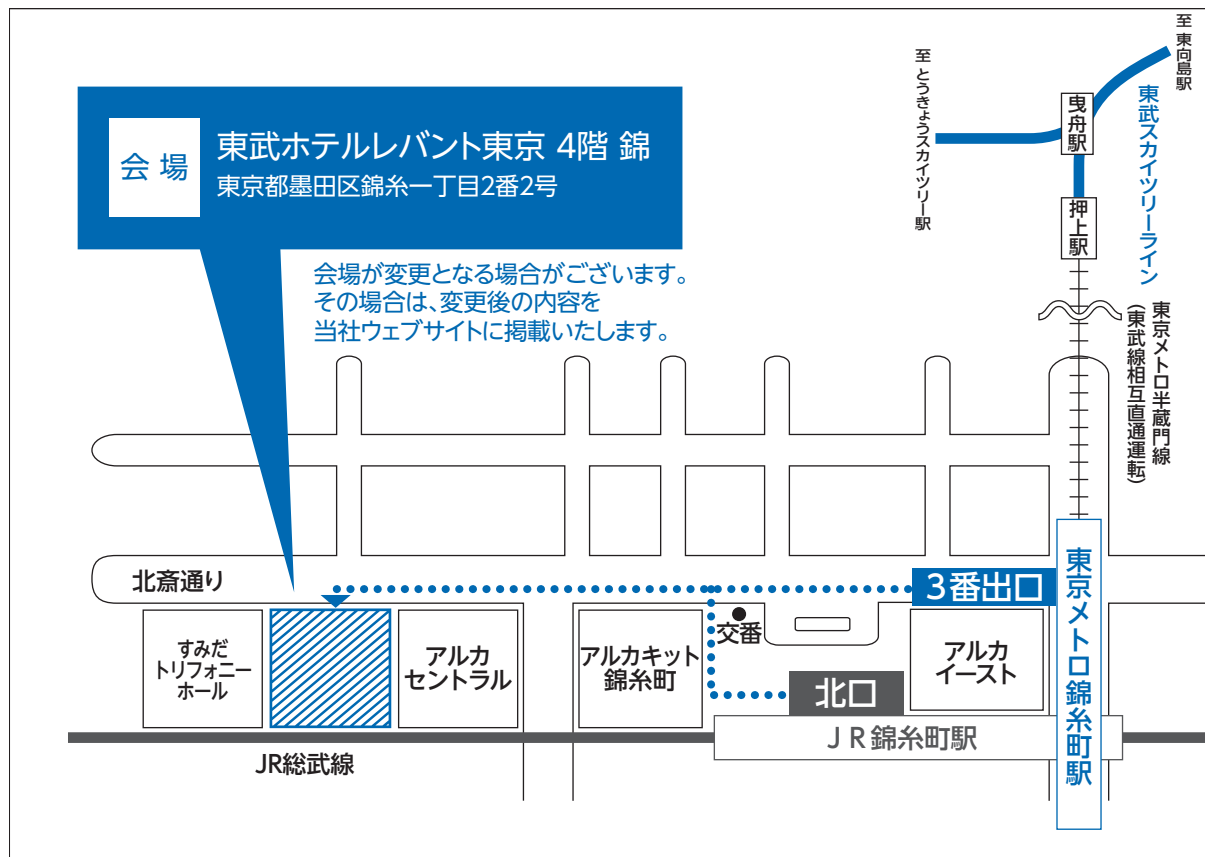
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場 ご案内図



交通

- ・ **東京メトロ 錦糸町駅** **3番出口** より徒歩3分

(東京メトロ半蔵門線 押上駅～錦糸町駅間では、当社株主優待乗車证をご利用できません。別途運賃をお支払いください。)

- ・ **JR 錦糸町駅** **北口** より徒歩3分

お願い

- ・ 株主総会ご出席の株主様へのお土産及び乗車券はご用意しておりません。なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会専用の駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。



古紙再生適性